

平成 23 年度

事業計画

〔 自 平成 23 年 4 月 1 日 〕
〔 至 平成 24 年 3 月 31 日 〕

財団法人
都市づくりパブリックデザインセンター

平成23年度事業計画

平成23年度事業活動の基本的考え方

美しい国づくり、魅力的な都市空間づくりに関する動きを着実に現実の形としてゆくことが求められている一方、都市整備事業の実施による景観形成の担い手である地方公共団体を取り巻く厳しい経済環境のもと、財団も調査受託の低迷、賛助会員の減少などにより、経常収支の悪化が進行し、財団の安定的運営の継続が大きな課題となっている。

このため、都市づくりパブリックデザインの観点から魅力ある都市の建設を目的とする唯一財団としての役割を再点検し、調査・研究、情報発信を通じた美しい街づくりの機運の一層の向上と、同時に、安定した運営体制の確立に向けた改革を推進する。

1. 調査・研究事業

(1) 企業賛助会員による自主研究部会

企業賛助会員の自主研究部会による研究活動を継続する。この際、地方公共団体へのヒアリング、意見交換、成果のPR等を通じた行政と会員企業との交流の活発化を図る。部会設定は既存の下記部会が継続中であり、これを基本とするが、情勢に応じて、弾力的に運営することし、具体の運営方法について6月に開催予定の合同部会を目処に4部会長会議で決定する。

- ①アーバンリフォーム部会
- ②コミュニティサイン部会
- ③製品情報部会
- ④景観・ITSユニバーサル研究部会

(2) 財団の自主調査研究

多様な視点からの魅力的な都市空間づくりの促進を図るため、新しい都市づくりパブリックデザイン手法の調査研究を行う。

①良好な景観形成に資する新たな業務に関する研究

国、地方自治体、関係諸団体の需要を踏まえ、良好な景観形成に必要な新たなサービスのあり方と財団の役割について研究する。

②公共事業を契機とした景観形成の推進方策

街路事業や土地区画整理事業を契機として民間の都市形成活動と一体となった良好な景観形成を推進する方策について研究する。

③低炭素まちづくりデザイン

低炭素まちづくりデザイン研究会を引き続き継続して設置し、研究を続ける。

(3) 受託調査研究

調査研究の受託については、地方公共団体のまちづくりに関連する景観・都市デザイン計画への協力、公的団体等への企画応募等の方法により以下の分野を実施する。

- ①景観・都市デザインの基本計画調査
- ②都市の地区・施設の総合的都市デザイン・景観検討調査
- ③景観を構成する個別要素の検討等調査

2. 景観・都市デザインに関する情報発信・交流事業

(1)景観法等を活用したまちづくりの推進に資する事業

景観行政ネット通信の発行等により「景観行政ネット」の内容の充実及び普及活動を通して、全国の景観行政団体及び賛助会員公共団体等の景観行政の推進を支援するとともに、情報交流を図る。

(2)ホームページ等による情報の発信・交流

- ①当財団のホームページの内容の充実、及び当財団が事務局を勤める「日本の景観をよくする国民運動推進会議」のホームページを通じた各種情報の提供等を行う。
- ②機関誌「都市+デザイン」を発行する。
- ③「u d c だより」（会報）を発行する。

(3)講習会等の実施

以下の講習会を実施し都市デザインに関する知識の普及、情報交流の促進を図る。又、需要の高い分野について特別講習会を実施する等、機動的な対応を行う。

- ①都市づくりと景観行政講習会
- ②都市デザイン実務講習会
- ③都市環境デザイン特別演習
- ④都市づくり情報交流会
- ⑤国内先進都市の現地見学会

(4)海外動向把握等のための調査・交流事業

- ①海外諸国のまちづくりと景観・都市デザインに関する海外調査団の調査企画に協力する。
- ②国際景観会議実行委員会の事務局の一員として企画、運営に参画する。

3. 美しいまちづくりの推進のための事業

(1)「景観の日」全国大会等の活動

「日本の景観をよくする国民運動推進会議全国大会」を事務局として推進する。

(2) 都市景観大賞(美しいまちなみ賞)の表彰を「都市景観の日実行委員会」事務局として実施し、国民の景観意識の高揚に資する。

(3)まちの活性化・都市デザイン競技の実施等

「まちづくり月間中央行事实行委員会」と共催で、公共デザインの向上を図るため都市デザイン競技を実施し、良好な景観を備えたまちづくりへの関心を高める。

4. その他の事業

(1) 各種関連事業への協賛、後援等の活動

国、地方公共団体、関係団体等が実施する関連事業への協賛、後援活動を行う。

(2) その他の事業

その他、財団の設立目的を達成するために必要な事業を行う。

5. 管理に関する事項

(1) 会議の開催

理事会、評議員会の開催等による財団運営に関する審議をおこなう。

(2) 公益法人制度改革への対応

公益法人改革への対応するため安定した運営体制を目指しつつ、今後の財団運営の検討を進める。